橋梁形式　ランプ橋【１車線】
ＰＣ３径間連続箱桁ラーメン橋（片持張出架設）－Ｅランプ橋、Ｆランプ第二橋
ＰＲＣ４径間連続２主版桁橋（支柱式支保工）－Ｆランプ第一橋
ＰＣ６径間連続箱桁ラーメン橋（片持張出架設）－Ｇランプ橋
※本工事では内５径間の施工
ＰＣ６径間連続箱桁橋（片持張出架設）－Ｈランプ橋
最大支間長　92.0m（Ｇランプ橋）

②　下部工
橋台　６基
橋脚　18基（最大橋脚高－53.0m（ＧランプＰ４橋脚））

③　基礎工
基礎工　517.0ｍ（大口径深礎杭　φ5.0～9.0m、最大杭長　16.5m、深礎杭　φ2.5m、場所打ち杭　φ1.2m）

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,350日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約23,000㎥
鉄筋　約4,200ｔ
ＰＣ鋼材　約314,000kg

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において施工体制・手法、特別な安全管理、環境保全に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。この場合、落札者の提示した価格について確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。技術提案とは、施工体制・手法、特別な安全管理、環境保全を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。

⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。
なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　土木工事、ＰＣ橋上部工工事において、開札時に平成25・26年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上の土木工事と1,350点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上（土木工事）又は1,350点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事、ＰＣ橋上部工工事において、開札時に平成25・26年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　土木工事、ＰＣ橋上部工工事において、開札時に平成25・26年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体

⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
㋐　同種工事　（下記⒜～⒞を必要とする。）
⒜　片持張出し架設工法により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事
⒝　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）40m以上のコンクリート橋脚の工事
⒞　大口径深礎（φ7.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
㋐　同種工事　（下記⒜～⒞を必要とする。）
⒜　片持張出し架設工法により架設したＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事
⒝　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）20m以上のコンクリート橋脚の工事
⒞　大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した場所打ち杭の工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合のＰＣ上部工施工者
⒜　片持張出し架設工法により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

④　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合の土木工事施工者
㋐　同種工事　（下記⒜及び⒝を必要とする。）
⒜　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）40m以上のコンクリート橋脚の工事